

練馬区災害薬事コーディネーターおよび練馬区災害薬事センターの設置について

東京都は、東京都地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーターを薬事の観点から補佐する災害薬事コーディネーターの設置を区市町村に求めている。

練馬区においては、一般社団法人練馬区薬剤師会との災害時協定にて、医薬品統括責任者を設置しているが、東京都の災害医療救護体制と整合を図るとともに、区内の災害医療救護活動を円滑に行うため、医薬品統括責任者を廃止し、「練馬区災害薬事コーディネーター」を新たに設置する。また、災害薬事に関する調整拠点として、「練馬区災害薬事センター」を合わせて設置する。

記

I 練馬区災害薬事コーディネーターについて

1 委嘱予定者

練馬区薬剤師会長が推薦する薬剤師 3名

2 任期

1年（再任可） 令和6年4月（予定）から令和7年3月末まで

3 職務内容

- (1) 医療救護所において必要となる医薬品等の管理および需給状況の把握に関すること。
- (2) 医療救護所に派遣される薬剤師班の差配または支援要請の取扱いに関すること。
- (3) 区および区医療コーディネーターならびに薬事関係者との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、薬事に関すること。

4 参集条件

- (1) 区内に震度6弱以上の地震が発生した場合、練馬区役所（災害対策健康部）に自動参集する。
- (2) 区内に震度5強以下の地震が発生するなど、医療救護活動が必要と判断した場合、区長の要請に基づき練馬区役所（災害対策健康部）に参集する。

5 要綱

練馬区災害薬事コーディネーター設置要綱

6 参考（東京都の動向）

令和6年4月に改定予定の「東京都保健医療計画（第七次改定）案」において、医薬品等供給体制等の強化として、以下の取り組みが予定されている。

- 1 「東京都災害薬事コーディネーター」の指定（新規項目）
- 2 地域の災害薬事リーダーを育成するための実践的な研修（継続項目）
※災害時薬事活動リーダー研修（東京都薬剤師会受託事業）

II 練馬区災害薬事センターについて

1 設置場所

練馬区役所東庁舎2階 練馬区休日・夜間薬局

2 機能

練馬区災害薬事コーディネーターの主な活動場所であり、薬事に関する「人」（＝薬剤師、薬局、卸売販売業者等）と「物」（＝医薬品、医療資器材等）を調整する拠点。

練馬区災害薬事センター長は、練馬区災害薬事コーディネーターが担う。

3 設置条件

練馬区災害薬事コーディネーターが参集した場合